



# 連盟の軌跡とこれから

---

昭和26年(1951年)に設立され70年を迎えた東京都歯科医師連盟。この長い歴史は自ら掲げた「綱領」「宣言」からぶれることなく、多くの先人らによって時代とともにさまざまな変化を遂げながら築かれてまいりました。ここに至るまでの歴代役員をはじめ会員各位、ならびに関係する皆様方のさまざまなご努力に敬意を表します。

## 軌 跡

### ●東京都歯科医師政治連盟の設立

戦後 GHQ の指令により歯科医師会は改組され、一般社会は自由主義思想の風潮と共にインフレの様相が高まり、歯科界もあらゆる面で影響を受け、政治活動の必要性が生じてきた。

ここにおいて東京都歯科医師会は昭和26年2月11日、日本医師会講堂において東京都歯科医師政治連盟の結成大会を開き、本誌巻頭に示す綱領を定め、宣言を公表して本格的な活動を開始した。以来今日まで、公益社団法人東京都歯科医師会の事業達成に向けて政治的な側面から支援し、歯科界における重要な諸問題の解決に寄与してきた。

また、東京都歯科医師政治連盟は平成6年4月1日から「東京都歯科医師連盟」と名称変更され、略称は「都歯連盟」とされた。

### ●この10年を会報とともに振り返る

平成23年からこの10年を振りかえると、詳しくは年史の項に譲るとして、同年3月11日には東日本大震災が発災し死者・行方不明者を含む2万人を超す多くの方が犠牲となった。また令和元年の年末からは中国武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が世界中を瞬く間に拡大し世相は一変した。誰もが楽しみに希望に満ち溢れていた2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も延期を余儀なくされ、令和3年に入ってもコロナ禍の終息は見られず、今もなお先の見通せない状況が続いている。まさに震災から始まりコロナ禍という未曾有の事態の続く10年間であったといえる。

医療の視点から見てみると、平穏無事な平時の世相において世界に冠たる国民皆保険制度は素晴らしいもので、今後も我が国の社会保障制度として堅持すべきものであるが、他方現在のようないわば準有事の際には弱点も見えてきた。新型コロナウイルス感染症の拡大により治療機関や病床の確保など、現行法ではさまざまな法律が絡み合い施策の速やかな施行を妨げているようにも見える。このような時こそ政府が強いリーダーシップを発揮して、政令や法律・財政などをより早く制定し、国家的な危機を早期的に乗り越え国民の生命を保護するために緊急事態条項の創設も議論されている。歯科医療界でも PCR 検査やワクチン接種など、歯科医師として検査や接種に参画できるよう一部の法律を“違法性の阻却”として、研修の義務や筋肉内注射の実施について被接種者の同意を得ることなど

を条件に歯科医師によるワクチン接種も始まっている。こうして歯科医師も医療従事者として感染症の対応や大規模災害における身元確認作業や避難所における公衆衛生事業など、単なる歯科治療のみならずさまざまな形での社会への参画が国民へ周知されるなど多くを考えさせられる10年であった。

政局では迷走の続いた民主党政権が平成24年11月に自民党による政権奪還が行われるなど激動の10年だ。平成23(2011)年8月にはねじれ国会のなか、石井みどり参議院議員、西村まさみ参議院議員ら歯科関係議員6人全員が協力し党派を超えたご尽力で、議員立法により「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布された。これは我が国の歯科関係の法律としては56年ぶりの新法が制定されたことになり、今後は実効性のある施策へつながるよう期待されている(図1)。

#### 〈参議院全国比例代表に山田 宏 氏当選〉

平成28年7月に執行された第24回参議院議員通常選挙全国比例区において都歯連盟が支援する山田 宏 氏が当選した(図2、※32ページ図4、5)。

#### 〈歯科医師連盟を再考する〉

平成29年5月、この頃は全国の歯科医師会が公益社団法人格を取得したこともあり、歯科医師会と歯科医師連盟の峻別が強く叫ばれた時期であったことから、歯科医師連盟についてあらためて考え直そうと、時の執行部や広報委員会で次の紙面を制作し、会員とともに考える良い機会となった。ぜひともご一読いただきたい(※30、31ページ図3)。

本会報113号で報告したように、「歯科口腔保健法」が平成23年8月2日に成立した。これは歯科界にとって久しぶりの明るいニュースとなった。

しかし、都歯連盟通信114号(8月3日発信)にあるように、これは理念法であり、実行法ではない。予算を伴う実効法を目指していたわけで、この理念法をどのようにして実効法に持っていくのかという課題が残った。時局対策委員会報告によれば、この理念法を実

## 「歯科口腔保健法」成立

行法に近づけるためには、行政に不断の働きかけが必要とのことである。

ただ、この「歯科口腔保健法」施行を受け、厚労省内に「歯科口腔保健推進室」が設置されたことは高く評価されるものである。

### 在宅介護者への 歯科口腔保健推進事業費について

省より平成24年度一般会計予算の各省庁からの概要要求の総額が発表された。その要求内容の中で、厚労省が今回提示した「歯科口腔保健

ともあれ、この「歯科口腔保健法」を生かすためには、今後の動向を見ながら、機会を逃さず、我々の代表議員とともに連盟活動を活

発し推し進めていかなければならないと思われる。

平成23年10月5日、財務

医療の充実・強化」4億9300万円のうち、新たに「在宅介護者への歯科口腔保健推進事業(重点化措置)」として4億5684万

円が加えられた。

これは今回制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に規定された口腔保健支援センターの整備として、都道府県、保健所

設置市および特別区にある既存建物(口腔保健センター、保健所等)に講習会が実施できるスペースを確保するための改修整備を3年計画で行い、歯科口腔保健の知識等の普及啓発を図る

目的で計上されたもので、運営費等は含まれていない。

補助対象として、平成24年度は都道府県を対象とし、補助率は、国が2分の1、都道府県が2分の1と

図1 「歯科口腔保健法」成立

都歯連盟会報 第114号(平成23年10月31日) 2面より抜粋



図2 参議院全国比例代表 山田宏氏当選!

都歯連盟会報 第134号(平成28年8月31日) 1面より抜粋

# 歯科医師連盟を再考する

歯科医師会と歯科医師連盟との“峻別”という言葉を時々耳にしますが、少し誤解があるようです。これはあくまでも事務的な区別であり、本来同一の集団が別々の組織として便宜的に分かれているにすぎません。そこで、目的達成の手法やプロセスが異なるだけで同じゴールを目指す両組織について、特に歯科医師連盟の役割や必要性を中心にあらためて考えてみたいと思います。

開業医の健全な診療・経営環境を取り戻すために――。



## 歯科医師会と歯科医師連盟

### 目指すところは同じ！

歯科医師会の多くは法人格を有する学術団体であり、国民（都民）のための有効で質の高い歯科保健活動を実行することにより、国民の健康と福祉の増進を目指します。結果的に歯科医師の社会的地位が向上し、診療活動の安定にもつながります。一方、歯科医師連盟は会員のための組織であり、会員の医院経営環境の改善に向けて活動します。その結果として、“国民のための優良な歯科医療”の確保の実現を目指しています。つまりは優良な医療は“健全な経営のもと”で成り立つということです。この2つの組織はアプローチの違いはあるものの目指すところは同じで、それはすなわち「国民のための最善の歯科医療を提供できる環境作り」であり、両組織が融合してこそ、より良い歯科医療を実現できるのです。

## 歯科医師連盟の主な活動とその成果

### ロビー活動は「悪」か？

ロビー活動とは：

特定の利益をはかるために議員・官僚・政党などにはたらきかけ、政治的決定に影響を及ぼそうとする院外活動。（出典：三省堂大辞林より）

「医政なくして医療なし」。使い古された言葉ではありますが、わが国の医療制度は、良し悪しは別として、政治力がなければ改善は不可能と言えます。医療に関わる他の団体もやっているように、活発なロビー活動なくして国が我々の政策や理念を理解して十分な予算を配分することはなく、逆に何もしなければどんどん削減され、必要最小限の歯科医療も公的保険でできなくなるであろうことは過去の歴史からも明らかです。

国の規制の下で診療している我々医療従事者にとって、立法府及び行政を動かすには歯科保健の充実に理解を示す議員が絶対に必要であり、さらには歯科医師会の活動を側面から支える「連盟の力」はなくてはならないものなのです。

### 連盟活動の成果とは？

日本歯科医師連盟の活動実績（平成以降の活動実績）

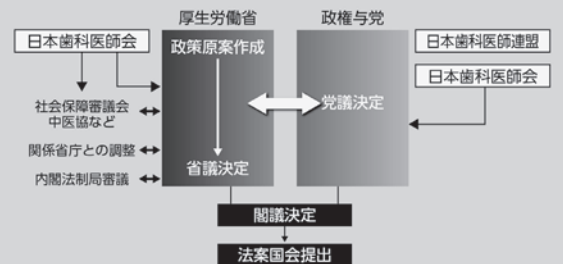
年代	主な活動実績
平成元年	歯科衛生士法の一部改正 ・資格が厚生大臣免許になる ・業務に歯科保健指導を追加
平成6年	学校保健法施行規則の一部改正
平成7年	民間歯科医療機関災害復旧に新規予算を獲得
平成8年	議員立法による歯科医師法の一部改正 医師法に準じ臨床研修の努力義務が規定される 医療法の一部改正 標榜科名に「歯科口腔外科」が追加
平成13年	唇顎口蓋裂後遺症による咀嚼機能障害に関する歯科医師の意見の取扱いについての一部改正 歯科医師の診断書が「診断書及び意見書」として取り扱うことができるようになった
平成16年	咀嚼嚥下障害の障害者手当てのための診断書を歯科医師も書けるように改正
平成23年	議員立法による「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定

（日本歯科医師連盟ホームページより一部改変）

厚生労働省関連法案が成立するまで

わが国は議会制民主主義の上に成り立ち、物事は全て法律に則って動いています。歯科医療も例外ではなく、医療法や健康保険法などの法律により規定されています。

歯科医療の各種政策を実現するためには、日本歯科医師会と日本歯科医師連盟の連携の下、立法府への政治的な参加と情報収集が必要不可欠となります。



（日本歯科医師連盟ホームページより一部改変）



**集団個別・指導監査**

平成28年、指導監査の運用が一步前進しました。主な内容は、個別指導・新規個別指導の実施通知発出時期が「3週間前」から「1か月前」へ。また個別指導の指導対象者の連絡時期の「4日前」が「1週間前」かつ指導前日の連絡人数の傾斜配分など、6項目の見直しが行われました。今後も委縮診療を招く恐れのある指導監査の運用のさらなる見直しや、中長期的には健康保険法の改正と同法改正後の指導大綱・監査要綱の見直しを目指して、関係方面に働きかけを行っていきます。

**税制**

特措法の重要性や制定の経緯を各方面に説明してきた結果、関係各位のご尽力により令和3年度も社会保険診療報酬の所得計算の特例(いわゆる四段階制、租税特別措置法第26条、第67条)及び事業税非課税措置について、現行通り存続が決定しました。今後も動向を注視しながら、引き続き理解を求めていきます。

**診療報酬点数改定**

必要な診療報酬の財源確保に向けて各方面に理解と協力を求めた結果、平成28年度の診療報酬改定率は、歯科+0.61%(177億4000万円)を勝ち取り、医療費技術料配分率も医科:歯科:調剤=1:1.1:0.3を死守しました。また「文書提供緩和」を実現。今後も医政の力とロジックの両輪で我々の診療環境を改善できるよう、各方面に働きかけを行います。

**連盟活動を理解していただくために**

**あなたにとって、どんな部分に連盟活動が機能しているのでしょうか？**

もし歯科医師会や歯科医師連盟が活動を休止したら、診療報酬のプラス改定など適正な評価の実現は難しくなり、逆に歯科はマイナス改定になる恐れが高まります。また、歯科医師会が行っている歯科医療の大切さをアピールする啓発活動がなくなれば、歯科保健・医療への国民の関心は薄れ、歯科医師の社会的地位の低下を招くことも考えられます。さらに、弱体化した歯科界に対する大増税も現実味を帯びてきます。

**連盟の組織率を上げないと起こる危険性**

連盟活動を推進していく上で、最も重要なのは組織率です。これが高ければ高いほど、国や国民の代弁者である政治家らに訴える力が増していきます。歯科医師連盟の組織率を向上させ、一致団結して国民のための優良な歯科医療を守り抜くことが、現在窮地に立たされている我々の歯科医院経営、ひいては歯科医療界を救う唯一の道と言えます。

**各部門の仕事と目的**

都歯連盟ではいくつかのセクションを設け、円滑な会務運営に努めています。主には広報部門、組織力強化部門、時局対策部門などがあり、それぞれの部門において活動しています。

**広報委員会：**主に会員へ向けた情報発信役の中心となり、会報やFAX通信を用いて迅速かつ正確な情報を提供できるよう対応にあたっています。また今後はホームページやSNSの活用を促進させ、より迅速な情報展開をめざしています。

**組織力強化委員会：**未入会対策や会員の政治意識強化などを検討しています。

**時局対策委員会：**日々変化する歯科界を取り巻く時局全体について情報収集し、具体的な対策を検討して執行部に提案するなどしています。

**選対・渉外常任部会：**推薦候補者等への支援充実に向け、後援会活動及び選挙活動の展開を検討するなど中心的な役割を担います。

**これからの連盟活動**

**“Stop! 医療費増大” 歯科医師と国民(都民)が、Win-Win となるために**

我々は今後、社会保障関係費の財源確保をめぐる厳しい局面に立たされるのが予想される中、世界に誇る国民皆保険制度を守るため、増大していく日本の総医療費抑制に歯科ができることはないでしょうか。その1つに「国民皆歯科健診制度」の実現(右下図参照)が挙げられます。この制度を実現し運用することで、国民総医療費の増大を抑制し、健康を支える良質な歯科医療の提供、ひいては健康寿命の延伸に寄与できると我々は考えます。

政権与党は予算・税制・診療報酬改定に大きな影響力を持っていますが、引き続き、官邸・与党国会議員、厚労省・財務省をはじめとした立法府及び行政の間に、歯科医療に対する理解が浸透していくよう多角的なロビー活動が重要になります。そのためにも組織力の強化は必須であり、歯科医師が一致団結し一枚岩にならなければ、改善への働きかけはもとより、現状維持すら困難となることは明らかです。歯科医師連盟が中心となって行うロビー活動、それは国民のための安心・安全な医療に直結しているものなのです。

今一度、歯科医師会と歯科医師連盟の重要性を考え直してみたいかがでしょうか。



図3 歯科医師連盟を再考する 都歯連盟会報 第137号(平成29年5月19日)2・3面(一部改変)



図4 山田宏氏×高橋英登会長 対談  
「歯科界を笑顔に」  
都歯連盟会報 第133号(平成28年4月22日)2・3面



図5 山田宏氏×大越壽和会長 対談  
「続・歯科界を笑顔に」  
都歯連盟会報 第145号(令和元年5月20日)2・3面

〈歯科口腔保健推進室が「省令室」に昇格〉

政府は平成29年12月22日に、訓令室である歯科口腔保健推進室を省令室に昇格することを閣議決定した(図6)。

## なにが 変わるの!?

厚生労働省の  
歯科口腔保健  
推進室が  
「省令室」へ

皆様に承知の通り、政府は昨年暮れに厚生労働省の歯科口腔保健推進室を「訓令室」から「省令室」へ昇格することを閣議決定しました。

これにより一体何が変わり、どんな良いことがあるのでしょうか?

本件にご尽力いただいた、本連盟会員でもある島村大参議院議員にお聞きしました!

Q. 省令室になると、何がよくなるのですか

A. 歯科口腔保健推進室長(管理職)は、歯科医師の医系技官(歯科技官)によるポストになる見通しです。歯科医師としての視点で考えることができるので、歯科界の要望を理解してもらいやすくなります。

Q. 「訓令室を省令室に昇格させる」ことは、大変なことなのでしょうか

A. 省令組織の設置は人も予算も伴うので、政府全体の枠があります。昨年の例でいえば、厚労省から12の組織を要求し、結果、厚生で7つ、労働で1つ、合計8つだけが叶えられました。非常に競争率が高く、必要性をよほど理解してもらえないと通りません。

Q. 今後さらに目指していることは、何ですか

A. 歯科医師としての視点をもつ歯科技官の管理職が増えることで、国民の健康増進に寄与するための歯科界の意向が、より政府に伝わりやすくなると思います。診療報酬改定、制度改定など様々な場面で、より理解してもらえる流れを作ります。また、管理職ポストも大切ですが、その前に歯科技官を増やすこと、歯科技官が活躍できる部署を増やすことも重要です。

●最後に島村議員よりひとこと言

歯科口腔保健推進室長は、歯科技官の管理職ポストとして医政局歯科保健課長、保険局歯科医療管理官に続く3番目のポストです。長年の歯科界の悲願であり、実に53年ぶりの快挙です。歯科界のさらなる発展は国民の健康寿命延伸に直結します。引き続き、皆様と共に私もしっかりと取り組んでまいります。

わかりやすい解説をありがとうございました。すごく意味のあることですね。

この昇格が同室の機能充実とより一層の歯科医療行政の充実につながり、また歯科界の更なる発展へ実を結ぶことが期待されます。

図6 なにが変わるの!? 厚生労働省の歯科口腔保健推進室が「省令室」へ  
都歯連盟会報 第141号(平成30年5月18日)4面より抜粋

— 32 —

### 〈骨太の方針に3年連続で明記〉

「経済財政運営と改革の基本方針」に歯科口腔医療の充実に関する文言が平成29年に初めて記載されて以来3年連続で盛り込まれた。これは毎年白紙から議論されるその年の政策の基本方針であり国家の経営方針にあたる重要なものである。3年連続して年を追うごとに充実した内容が明記されたことは大きなことであり、歯科口腔医療に対する国の期待がますます高まっているといえる。今後はこれをもとにどのように実社会への施策として展開していくのが重要な課題となりそうだ。

2017年の初明記から以下の文言が追記された（図7）。

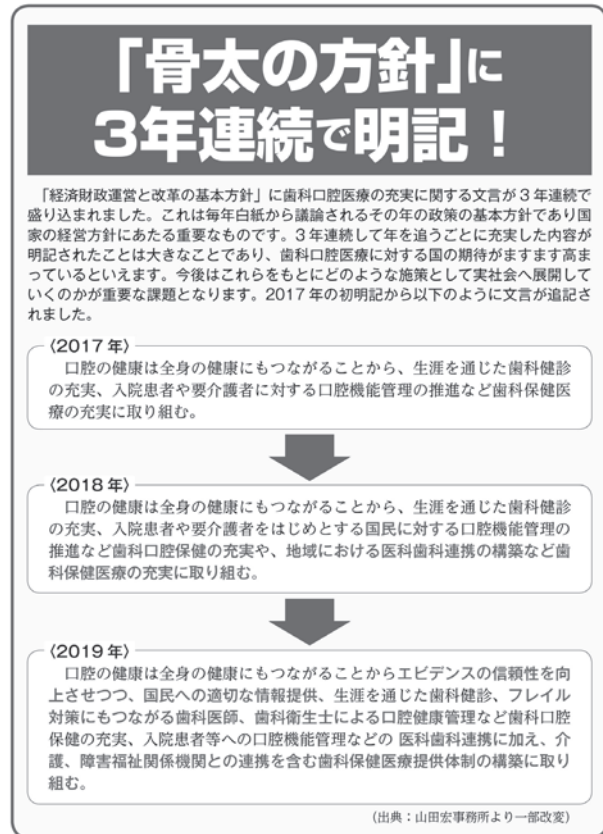


図7 「骨太の方針」に3年連続で明記！  
都歯連盟会報 第146号(令和元年8月20日) 2面より抜粋

### 〈東京尚歯会について〉

東京都選出の中堅・若手を中心とした自民党衆議院議員から構成されているプロジェクトチームで、現在は鴨下一郎会長以下、13名のメンバーからなる（図8）。平成19年度の発足以来、歯科医療政策をはじめ歯科界が抱える諸問題解決に向けて本連盟と意見交換や議論を重ねている。直近では、令和2年11月10日(火)に歯科医師会館にて新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮のもと開催された。ここでは大越会長より令和3年度制度・予算並びに税制に関する要望についての説明が行われ、更にはコロナ禍における歯科医療の現状や今後の課題などについて出席議員らと活発な意見交換がなされた。今後も歯科医療に関わる政策を前に進めていただくために、このような場を通じてロビー活動を展開する。



図8 東京尚歯会メンバー  
都歯連盟会報 第151号(令和3年3月19日) 2面より抜粋

# これから

## ●新型コロナウイルス感染症への対応について

時代は「平成」から「令和」へと御代替わりし、翌2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、多くの国民が明るい方向を歩んでいた年末、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症が世界中を瞬く間に拡大し世相は一変した。誰もが経験したことがない未曾有の状況に、歯科医療においても衛生用品の不足・欠品や、誤った報道により経営困難が相次ぐなど多くの混乱が生じた。特にWHOが感染拡大の初







令和2年7月20日(月)		都歯連盟会報 第149号													
 <p>3月13日(水)16時、都議会自民党大会会場で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る医療機関へのマスク等衛生用品の安定供給体制の確立について、LIFESAの取組が紹介された。</p>															
①		<h3>新型コロナウイルスへの対応について</h3> <p>本連盟では新型コロナウイルス感染症にかかわる対策として、都内における歯科医療の現状などの説明を行うと共に要望書を関係各所へ提出し理解を求めています。3月初旬の主な関心事はマスクや消毒薬等衛生用品の安定供給でしたが、早期収束が予測できない中、4月以降は主に歯科医療経営の悪化に関する諸対応へと変化しており、その状況に応じて必要で具体的な要望を速やかに行っております。これらが一因となり、現在東京都独自の対応に加え、国と連携することで様々な施策が打ち出されています。引き続き、会員の先生方に有益な情報を即座にお伝えできるようホームページやフェイスブックを活用し、支部・地区連盟に情報提供を行っております。</p>													
<h4>新型コロナウイルス感染症に関する要望等</h4> <table border="1"><tr><td>令和2年3月12日 都議会自民党幹事長室にて</td><td>医療機関への衛生用品の安定供給体制の早急な確立を要望</td></tr><tr><td>令和2年4月28日 都議会自民党幹事長室にて *東京都歯科医師会山崎一男会長と連名で提出</td><td>家賃補助・従業員給与の支援制度の創設、衛生用品の緊急追加配給および安定供給体制の確立を要望</td></tr><tr><td>令和2年5月11日 自民党都連轄下一都会長室にて(東京尚歯会顧問) 自民党都議下村博文議員事務所にて</td><td>感染拡大防止のため新たな設備設置に係る費用の給付、高騰している衛生用品確保のための費用の給付、家賃補助を要望</td></tr><tr><td>令和2年5月14日 東京尚歯会井上治会長(自民党都連議員会長)他、東京尚歯会所属の衆議院議員11名、推薦参議院議員7名宛て</td><td>5月11日と同文</td></tr><tr><td>令和2年5月26日 都議会自民党幹事長室にて</td><td>都議会定例会開催(5月27日)に先立ち、改めて都内歯科診療所の現状を説明し、財政支援を依頼</td></tr><tr><td>令和2年6月9日 都議会自民党幹事長室にて</td><td>第二次補正予算に関する要望として、家賃・人件費の補助、衛生用品の確保および新規(追加)設備導入に係る費用の給付を要望</td></tr></table>				令和2年3月12日 都議会自民党幹事長室にて	医療機関への衛生用品の安定供給体制の早急な確立を要望	令和2年4月28日 都議会自民党幹事長室にて *東京都歯科医師会山崎一男会長と連名で提出	家賃補助・従業員給与の支援制度の創設、衛生用品の緊急追加配給および安定供給体制の確立を要望	令和2年5月11日 自民党都連轄下一都会長室にて(東京尚歯会顧問) 自民党都議下村博文議員事務所にて	感染拡大防止のため新たな設備設置に係る費用の給付、高騰している衛生用品確保のための費用の給付、家賃補助を要望	令和2年5月14日 東京尚歯会井上治会長(自民党都連議員会長)他、東京尚歯会所属の衆議院議員11名、推薦参議院議員7名宛て	5月11日と同文	令和2年5月26日 都議会自民党幹事長室にて	都議会定例会開催(5月27日)に先立ち、改めて都内歯科診療所の現状を説明し、財政支援を依頼	令和2年6月9日 都議会自民党幹事長室にて	第二次補正予算に関する要望として、家賃・人件費の補助、衛生用品の確保および新規(追加)設備導入に係る費用の給付を要望
令和2年3月12日 都議会自民党幹事長室にて	医療機関への衛生用品の安定供給体制の早急な確立を要望														
令和2年4月28日 都議会自民党幹事長室にて *東京都歯科医師会山崎一男会長と連名で提出	家賃補助・従業員給与の支援制度の創設、衛生用品の緊急追加配給および安定供給体制の確立を要望														
令和2年5月11日 自民党都連轄下一都会長室にて(東京尚歯会顧問) 自民党都議下村博文議員事務所にて	感染拡大防止のため新たな設備設置に係る費用の給付、高騰している衛生用品確保のための費用の給付、家賃補助を要望														
令和2年5月14日 東京尚歯会井上治会長(自民党都連議員会長)他、東京尚歯会所属の衆議院議員11名、推薦参議院議員7名宛て	5月11日と同文														
令和2年5月26日 都議会自民党幹事長室にて	都議会定例会開催(5月27日)に先立ち、改めて都内歯科診療所の現状を説明し、財政支援を依頼														
令和2年6月9日 都議会自民党幹事長室にて	第二次補正予算に関する要望として、家賃・人件費の補助、衛生用品の確保および新規(追加)設備導入に係る費用の給付を要望														
<p>訪問し「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る医療機関へのマスク等衛生用品の安定供給体制の確立について」の取組が紹介された。</p> <p>医療機関へのマスク等衛生用品の安定供給体制の確立について</p> <p>品物の安定供給体制の確立</p> <p>立上りのための取組を都議会自民党幹事長室にて実施</p>		 <p>高島なおき自民党都連幹事長、宇田聡自民党支部長、吉原修幹事代理も「多忙のご同僚さまに大変お世話になっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療機関へのマスク、消毒薬等の衛生用品の安定供給体制の早急な確立を要望する。4月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都歯科医師会山崎一男会長と連名で提出された。</p>  <p>5月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都歯科医師会山崎一男会長と連名で提出された。</p>													
 <p>東京都知事へ要望 5月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都知事へ要望書が提出された。</p>		 <p>東京都知事へ要望 5月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都知事へ要望書が提出された。</p>													
 <p>東京都知事へ要望 5月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都知事へ要望書が提出された。</p>		 <p>東京都知事へ要望 5月13日(水)午後、大塚会館(公)で、東京都歯科医師会代表幹事長(自民党都連)と自民党都議下村博文議員事務所にて、東京都知事へ要望書が提出された。</p>													

図9 新型コロナウイルスへの対応について 都歯連盟会報 第149号(令和2年7月20日)3面



期に発した「診療に伴うエアロゾルの発生が顕著な歯科診療は要注意である」との報道により、我が国でも歯科診療における受診抑制は著しく、4月・5月・6月と過大な損失を受けた歯科医療機関は経営的に厳しい現状にさらされている。

本連盟ではこのようないわば有事の際だからこそ政治の力を存分に発揮するべきと考え、新型コロナウイルス感染症にかかわる対策として、東京尚歯会所属議員（※33ページ図8）や東京都議会自民党、また関係各所へ都内における歯科医療の現況などの説明を行うと共に要望書を提出し理解を求めた（※34ページ図9）。令和2年3月初旬の主な関心事はマスクや消毒薬等衛生用品の安定供給であったが、早期収束が予測できない中、4月以降は主に歯科医院経営の悪化に関する諸対応へと変化しており、その状況に応じて必要で具体的な要望を速やかに行った。これらが一因となり東京都独自の対応に加え、国と連携することでさまざまな施策が打ち出された。国の施策としては医療従事者への慰労金の給付をはじめ、感染拡大防止等の支援として院内での感染拡大を防ぐ取り組みを行う医療機関等に感染防止対策等に要する費用（100万円を上限として実費）補助が行われた。また第三次補正予算でも同様の補助金の追加が決定され、25万円の実費補助が行われている。

診療報酬に関しても、初診・再診等について1回あたり5点の加算、新型コロナウイルス陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合については298点を加算することができ、いずれも令和3年4月より特例的に実行されている。また、より配慮が求められる6歳未満の乳幼児への外来診療に関しても小児特有の感染予防策を講じて実施した場合、初再診にかかわらず患者ごとに55点を特例的に算定できることとなった。

このように、支援金事業に加えて診療報酬までもが改正されたことは日々の連盟活動が大きく影響し、施策執行の一助となったと考えている。引き続き、ロビー活動を通じて関係各所へ歯科医療の現状や課題を強く訴えてまいりたい。（※34ページ図9）

### ●令和4年7月執行予定 第26回参議院通常選挙

日本歯科医師連盟は令和2年6月開催の第140回評議員会において「組織代表候補者を推薦し次期参議院比例代表選挙に臨む」ことを決定した。これに伴い参議院比例代表選挙候補者選考委員会が設置され選考が行われ、令和2年10月開催の第141回臨時評議員会にて次期参議院比例代表選挙の組織代表候補者は山田 宏 氏に決定した。初めての歯科医師でない組織代表候補者の誕生に賛否もあるなか、この結果をしっかりと受け止め歯科界が丸となって歩んでまいりたい。

次の10年はどんな未来が待ち受けているのだろうか。どんな時代になっても柔軟に対応し、歯科医学や歯科医療が学問や制度とともに世の中に正当に評価されるよう努力を怠らず、そして都民・国民の健康寿命の延伸に向けて一歩ずつ確実に進んでまいりたい。本連盟にとって素晴らしい80周年が迎えられることを心から願って。